

【手数料表】

直接雇用にて内定確認後、紹介手数料として以下の表1の通り、上限金額を適用の上で保有資格に応じて理論年収(※)の20%~30%をご請求させていただきます。

<表1>

①候補者の保有資格	②紹介手数料	③上限金額
介護福祉士	理論年収の30%相当額	800,000円
看護師、准看護師、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、	理論年収の25%相当額	800,000円
介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、 介護職員基礎研修、ホームヘルパー1・2・3級	理論年収の25%相当額	700,000円
無資格	理論年収の20%相当額	600,000円

※理論年収・・・以下のとおり、基本給、夜勤手当、資格手当、交通費と賞与等すべての賃金が該当します。

例) 基本給	160,000	円/月	
資格手当(介護福祉士)	10,000	円/月	
夜勤手当	5,000	円/回×4回=	20,000円
通勤手当	10,000	円/月	
処遇改善手当	10,000	円/月	

月給 210,000円

賞与 480,000円 ※基本給の年3ヶ月分の場合

① 月給(12ヶ月分) 年額2,520,000円

② 賞与(基本給の3ヶ月) 年額480,000円

=年収3,000,000円

【紹介手数料】

理論年収3,000,000円 × 手数料率30% = 900,000円

⇒ 紹介手数料900,000円 ≥ 上限金額800,000円 **800,000円**

直接雇用のご紹介で、入職者が3ヶ月未満で退職に至ってしまった場合、お手数料の返還規定を設けております。

- ・1ヶ月未満で退職の場合、お手数料の 70% をご返金いたします。
- ・1ヶ月以上2ヶ月未満で退職の場合、お手数料の 50% をご返金いたします。
- ・2ヶ月以上3ヶ月未満で退職の場合、お手数料の 30% をご返金いたします。

【ご紹介の流れ】

